



宮城県職員（職業訓練指導員）募集要項

令和6年7月22日
宮城県

令和6年度宮城県職員（職業訓練指導員）採用選考考査を、次のとおり行います。

1 職種・採用予定人員・職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
職業訓練指導員（広告美術）	1人程度	県立高等技術専門校、国立県営宮城障害者職業能力開発校等に勤務し、職業訓練指導業務に従事します。
職業訓練指導員（電気通信）	1人程度	
職業訓練指導員（事務）	1人程度	

2 応募資格

(1) 年齢・資格

職種	応募資格
職業訓練指導員（広告美術）	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、職業能力開発促進法に規定する広告美術科の職業訓練指導員免許を有する人（令和7年3月31日までに取得見込みの人を含む。）
職業訓練指導員（電気通信）	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、職業能力開発促進法に規定する電気通信科の職業訓練指導員免許を有する人（令和7年3月31日までに取得見込みの人を含む。）
職業訓練指導員（事務）	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、職業能力開発促進法に規定する事務科の職業訓練指導員免許を有する人（令和7年3月31日までに取得見込みの人を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑤ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

3 考査の実施時期・考査種目・考査会場

考査の実施時期		考査種目	考査会場
第一次考査	令和6年9月29日(日)	教養考査 (択一式)	下記の4か所の考査会場のうち、いずれかを受考票で指定します。 ・宮城県宮城第一高等学校 (仙台市青葉区八幡一丁目6-2) ・宮城県宮城広瀬高等学校 (仙台市青葉区落合四丁目4-1) ・宮城県行政庁舎 (仙台市青葉区本町三丁目8-1) ・宮城県自治会館 (仙台市青葉区上杉一丁目2-3)
	受付開始 9:00 着席時刻 9:40 終了予定 15:05	論文考査	
第二次考査	令和6年10月22日(火)から10月23日(水)のうち指定する日	適性検査 人物考査	・仙台市内

- (注) 第2次考査の詳細については、第1次考査合格者に書面でお知らせします。
 (注) 論文考査については、第2次考査として評価します。
 (注) 災害の発生等やむを得ない事情により考査日時、考査会場、合格発表などを変更する場合には、宮城県職員採用試験情報トップページでお知らせします。

宮城県職員採用試験情報トップページ



注意事項

各考査会場に駐車場はありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。特に、近隣商業施設等への無断駐車（送迎の待機等）は、絶対に行わないでください。
 また、送迎であっても、近隣に長時間停車されますと周辺住民のご迷惑となりますので、乗降後は速やかに移動願います。

4 考査内容

考査種目		内 容
第1次考査	教養考査（択一式）	公務員として必要な短期大学（高等専門学校）卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記考査 （題数50題 時間150分）
	論文考査	公務員として必要な文章による表現力、判断力、思考力等についての筆記考査 （時間80分） ※ 第2次考査として評価します。
第2次考査	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査
	人物考査	公務員としての適格性についての人物面からの考査（個別面接）
資格調査		応募資格の有無、受考申込書に記入された内容の真否等についての調査

※ 筆記考査の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でさせていただきます。

5 考査の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

職 種	第1次考査		第2次考査			総合得点
	教養考査	計	論文考査	人物考査	計	
職業訓練指導員	100	100	100	200	300	400

- ※ 第2次考査の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。
 (2) 最終合格者は第1次考査、第2次考査の結果を総合して決定します。
 (3) 各考査種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点、標準偏差等を用いて算出するもので、受考者の点数は、おおむね0点から100点（人物考査については200点）に分布し、平均点は50点（人物考査については100点）となります。ただし、考査種目ごとの受考者数によっては、標準点化しない場合もあります。
 (4) 各考査種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

6 教養考査の出題分野

社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

7 受考上の配慮

障害により、車椅子等を使用するなど、受考上の配慮を希望する人は、受考申込時に宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話（022）211-2227）に連絡してください。

8 論文考査の課題例

職業訓練指導員※全職種共通

「これからの県内産業を担う人材の育成に向けて、公共職業訓練に求められる役割についてあなたの考えを述べるとともに、あわせて、宮城県職員の職業訓練指導員になるに当たっての抱負を述べなさい。」

9 申込受付期間・受考手続等

<<原則としてインターネット（電子申請）により申し込んでください。>>

(1) インターネットで申し込む場合

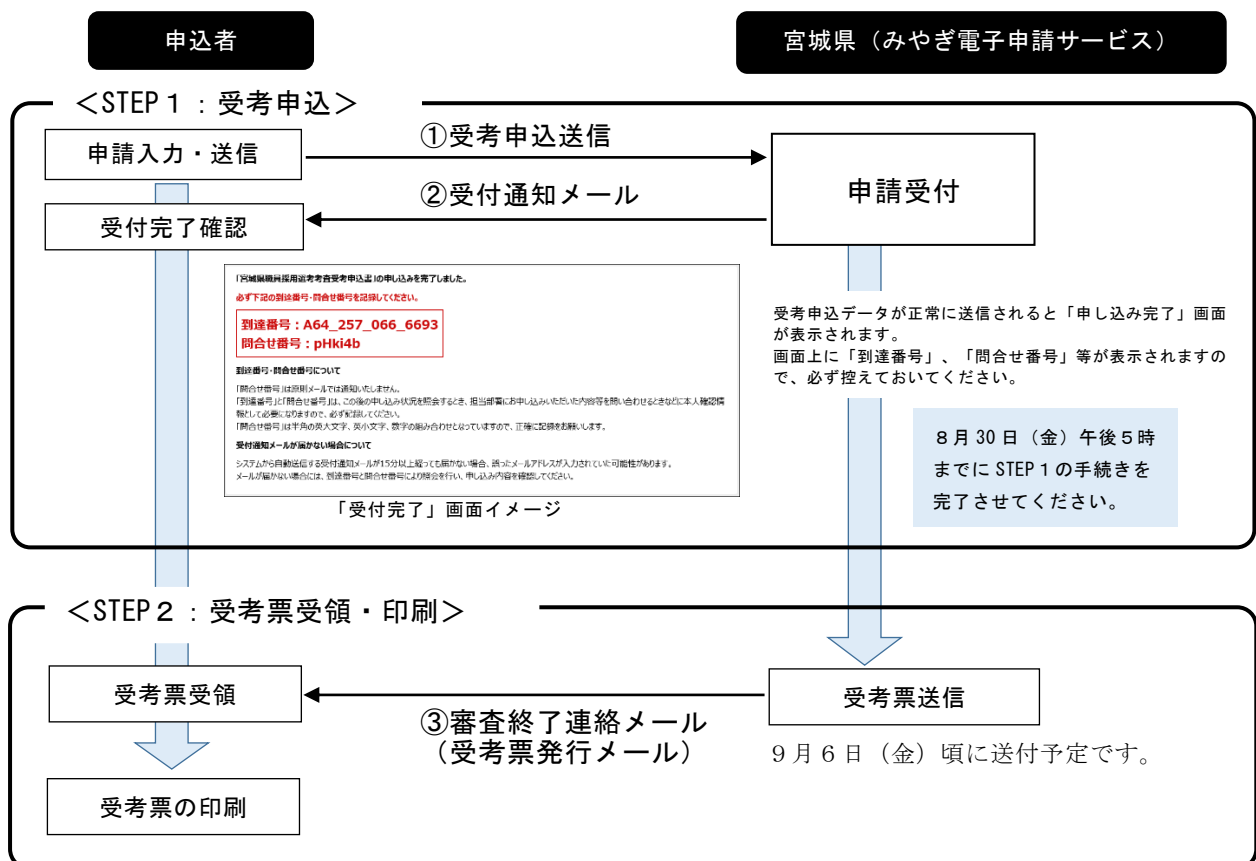
申込受付期間	令和6年8月2日（金）午前9時から8月30日（金）午後5時まで ※受考申込期間最終日は、みやぎ電子申請サービスへのアクセスが集中し、手続きに時間がかかる場合があります。また、通信回線上の障害が原因であっても、申込受付期間を過ぎると受付できませんので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。
申込方法及び申込先	下記「電子申請フロー図」及び宮城県総務部人事課ホームページの「インターネットによる受考申込」などをよく確認の上、みやぎ電子申請サービス(https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1720570961093)へアクセスし、申し込んでください。
受考票の交付	令和6年9月6日（金）頃に発行します。 「受考票」を電子メールで送付しますので、第1次考査当日に持参してください。

電子申請フロー図

宮城県総務部人事課ホームページの「インターネットによる受考申込」を必ず確認してください。

■インターネットによる申込みには、次のものがが必要です。

- ・パソコン又はタブレット端末若しくはスマートフォン（一部非対応機種あり）（携帯電話は不可）
- ・本人のメールアドレス
- ・A4サイズが出力できるプリンタ（コンビニのプリントサービスの利用も可）



(2) 郵送又は持参で申し込む場合（インターネットによる申込みができない人）

申込受付期	令和6年8月2日（金）から8月30日（金）まで （持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とします。郵送で申し込む場合は令和6年8月30日までの消印のあるもので、令和6年9月18日（水）までに宮城県総務部人事課に届いたものに限り受け付けます。）
申込方法及び申込先	次の書類を「宮城県総務部人事課」（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1）に提出してください。 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「受考申込（職業訓練指導員）」と朱書して、「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送してください。 なお、受考申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）上の信書に該当するため、郵送以外の方法で送ることはできません。 ① 宮城県職員採用選考査受考申込書（所定の様式を使用し、写真を貼付したもの。）・・・1部 ② 宮城県職員（職業訓練指導員）募集要項受考票にある「受考用はがき宛名」及び「受考票」を点線に沿って切り抜き、63円切手を貼付した郵便はがきの表裏にそれぞれのり付けしたもの。・・・1部 ※受考申込書及び受考票は宮城県総務部人事課のホームページ（ https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zinzi/ ）からダウンロードすることもできます。 ③ 職業訓練指導員免許等応募資格を有することを証明する証書の写し等 1部
受考票の交付	受考票は申込受付期間終了後に郵送しますが、令和6年9月13日（金）までに届かない場合は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話(022)211-2227）まで連絡してください。

10 合格発表・採用時期等

- 第1次考査の合格発表は、令和6年10月10日（木）（予定）に、第2次考査の合格発表は、令和6年11月中旬に、合格者の受考番号を宮城県行政庁舎1階に掲示します。また、宮城県職員採用試験情報トップページに掲載するほか、合格者には書面でお知らせします。
- 最終合格者については、面接を経て、原則として令和7年4月1日以降に採用する予定です。ただし、職業訓練指導員の免許など「2 応募資格」に定める資格を取得する見込みの人は、免許を取得できなかった場合には採用されません。
- 詳細については、宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話（022）211-2227）にお問い合わせください。

11 考査結果の提供

- この考査の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます（下表参照）。
提供を希望する場合は、受考者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による申込みは、受考者が申込時に未成年である場合に限り）が、下表に掲げる書類を持参の上、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に、下表の提供場所に直接おいでください。
なお、電話により考査結果の提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提供内容	受付期間	提供場所
第1次考査不合格者	考査種目別の得点、総合得点及び総合順位	第1次考査合格発表日から1か月間	宮城県人事委員会事務局 (仙台市青葉区本町三丁目8-1 (県庁17階))
第1次考査合格者		最終合格発表日から1か月間	
[受考者本人が申込みする場合に必要な書類] 受考票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等） [受考者の法定代理人が申込みする場合に必要な書類] 受考者本人の受考票、法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）及び受考者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）			

（注）第1次考査合格者のうち第2次考査を受考しなかった人には、総合得点及び総合順位は付されません。

- 考査結果の提供についての詳細は、宮城県人事委員会事務局（電話（022）211-3761）にお問い合わせください。

12 採用時の給与

- 県立高等技術専門校等に配属された場合の大学新卒者の初任給は、地域手当（仙台市内勤

務の場合)を含め、おおむね次のとおりです。(令和6年4月現在)

職 種	学 歴	初 任 給
職業訓練指導員	大学卒	212,971円

- (2) 民間等における職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。
- (3) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(年間約4.5か月分)等がそれぞれの要件により支給されます。

13 その他

この考査についての詳細は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班(電話(022)211-2227)にお問い合わせください。

なお、職業訓練指導員免許の取得方法についての詳細は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班(電話(022)211-2763)にお問い合わせください。

広告美術科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（広告美術科）の実技及び学科試験に合格した人。
職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 2 の検定職種（広告美術仕上げ）の技能検定 1 級に合格し、職業訓練指導員試験の指導方法に合格している人を含む。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		① 広告物製作
		② 広告物施工
学科試験の科目のうち関連学科	系基礎学科	① マーケティング論(市場調査 仕様及び積算)
		② デザイン(デザイン史 構成 色彩 造形 図案 製図)
		③ 材料及び加工法(加工法 各種材料と特徴)
		④ 安全衛生(安全管理 衛生管理)
	専攻学科	① 広告美術(広告物の定義 企画及び表現 関係法規)
		② 施工法(広告物の製作及び取付法 ディスプレイの製作及び施工法)

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48 時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受講資格		実務経験 必要年数	備考
学校教育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職業訓練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする
1 級技能検定合格者（広告美術仕上げ）		0	

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。
（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）

電気通信科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（電気通信科）の実技及び学科試験に合格した人。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		電気通信
学科試験の科目のうち関連学科	系基礎学科	① 電子工学(電気磁気学 電気回路 アナログ回路 デジタル回路 電子計測 通信機器 材料)
		② 安全衛生(安全管理 衛生管理)
		③ 関係法規(電気通信事業法 国内通信法規 国際電気通信条約)
	専攻学科	① 通信工学(情報理論 データ通信 通信システム方式 伝送工学 通信電力 信頼性工学)
		② 機器設備(交換設備 端末設備 電力設備)
		③ 電子計算機(電子計算機の構造及び機能 プログラム言語 オペレーティングシステム)

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受講資格		実務経験 必要年数	備考
学校 教育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職業 訓練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）

事務科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

(1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。

(2) 職業訓練指導員試験（事務科）の実技及び学科試験に合格した人。

公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有し、職業訓練指導員試験の指導方法に合格している人を含む。

(3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		① 文書実務
		② 計算実務
		③ 簿記及び会計実務
学科試験の科目のうち関連学科	系基礎学科	① 事務一般（企業形態 企業組織 応接法 OA 機器 関係法規）
		② 安全衛生（安全管理 衛生管理）
	専攻学科	① 事務（総務実務 文書実務 人事実務 営業実務 OA 事務）
		② 簿記・会計（商業簿記 工業簿記 原価計算 財務諸表論 税務計算）

(4) 厚生労働大臣が指定する講習（48時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受講資格		実務経験 必要年数	備考
学校教育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職業訓練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。
（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）